

広島県告示第四百八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の十三第一項の規定によつて、指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定の業務の一部を休止することを次のとおり許可した。

平成二十四年五月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

1 名称

日本E R I株式会社

2 住所

東京都港区赤坂八丁目五番二六号

二 構造計算適合性判定の業務の一部を休止する事務所の所在地

東京都港区赤坂八丁目一〇番二四号（本社判定事業部）

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二九号（仙台支店判定部）

広島県広島市中区八丁堀一四番四号（広島支店判定部）

福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号（福岡支店判定部）

三 構造計算適合性判定の業務の一部休止する期間

平成二十四年五月十九日から平成二十四年六月四日まで

四 一部休止する構造計算適合性判定の業務

延べ面積が二千平方メートルを超える建築物（同一申請の別棟で延べ面積が二千平方メ

ートル以下の建築物を含む。）に係る構造計算適合性判定の業務のうち、次に掲げる行為

1 新たに契約を締結する行為

2 既に締結した契約の変更により業務を追加する行為

3 前二号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為